

## 新城地域づくり協議会 会則

### (名称と組織)

第1条 本会は、新城地域づくり協議会と称し、新城地域内各種団体で組織する。

### (区域)

第2条 本会の活動の対象とする区域は、新城地区連合町会（青森市町会連合会西部第五区連合町会）の区域とする。

### (目的)

第3条 本会は、新城地域の住民・団体の参画と相互の交流・連携・協働により、創造性と活性化を図り、明るい、豊かな、住みよい地域づくりを推進することを目的とする。

### (事務所)

第4条 本会の事務所は会長宅に置く。

### (事業)

第5条 本会の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 地域発展のための地域計画の作成
- (2) 地域計画推進のための陳情、請願
- (3) 地域活性化のための事業及び行事の実施
- (4) 活性化につながる事業の推進及び支援活動
- (5) その他必要と認めた事項

### (役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 常任理事 若干名
- (5) 監事 3名

### (役員任期)

第7条 役員任期は3年とする。但し再任は妨げない。

- 2 補充した役員任期は残任期間とする。

(理事の選任及び任務)

第8条 各団体は理事3名を推薦選任する。

- 2 理事は総会に出席して決議事項を審査する。
- 3 役員は理事の中から選出し、総会で承認を得る。
- 4 事務局員は会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第9条 会長は本会を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があったときはこれを代行する。
- 3 事務局長は会の運営を円滑ならしめるための会の事務及び金銭の出納業務を行う。
- 4 常任理事は、会全体の運営、実践にあたり、場合に予って行動体となる。
- 5 監事は会計出納簿を監査し、総会に報告する。
- 6 本会に顧問を置くことができる。

(総会)

第10条 通常総会は年一回開催するものとし、必要なときは臨時総会を開催することができる。

- 2 総会では事業計画の審議、収支予算・決算の承認、その他重要な事項の審議を行う。

(会議)

第11条 常任理事会、三役会議は必要に応じ随時開催する。

(会議の議長)

第12条 総会及び会議の議長は、会長がこれを兼ねる。

(議事)

第13条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。

- 2 可否同数の場合は議長がこれを決する。

(経費)

第14条 本会の運営に関する経費は、各団体からの年会費3,000円の他、事業益金、補助金、寄附金等をこれにあてる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日より、翌年3月31日までとする。

付 則

1 本会則は平成9年6月25日から施行する。

2 会議議事録・諸帳簿は代々これを会長が引き継ぐものとする。

付 則

本会則は平成28年3月22日一部改正し施行する。